

---

---

## 財政難のなかの財源論－国債と相続税への提言

岡 本 悦 司

### Fiscal policy under the accumulating national debt – policy recommendations on governmental bonds and inheritance tax

Etsuji Okamoto

---

キーワード：財政、国債、相続税、格差社会、財源

#### 要 約

日本の財政は、歳出面では社会保障の、歳入面では国債の比率が高まっており、財政難が深刻化している。増大する債務が放置され、将来に長期金利が上昇すると利払いの重みから社会保障そのものの制約となろう。債務の圧縮は、所得や消費といったフローへの課税では追いつかず、資産に対する課税強化が必要である。ところが、1980年代末から90年代初頭にかけてのバブル期には資産格差が拡大したにもかかわらず、相続税を相次いで減税しバブル崩壊後も放置する、という政策上の誤りを冒した。相続税の課税強化は、債務の圧縮の他に格差社会を解決し「一億総中流」というかつての美徳を復活させるのみならず、所得税や消費税の引き上げよりはるかに政治的に受け入れやすい政策である。

#### 社会保障と国債の比重増大

2010年度予算は、こども手当の導入等により一般会計歳出における社会保障費がその他全ての経費を初めて上回った。社会保障の比重が極めて大きくなったことは半世紀前と比較すると瞭然であり【グラフ1】、今や日本政府は社会保障を提供しながら片手間に「その他」機能を運営している、といっても過言でない。歳入面では、税収よりも国債収入が大きくなる等、財政難が進んでいる。実態として、日本政府は借金を重ねながら社会保障を提供する事業主体であり、とりわけ財源にし

める公費割合の大きい医療・介護は国の財政難が将来の重大な制約要因となることが懸念される。

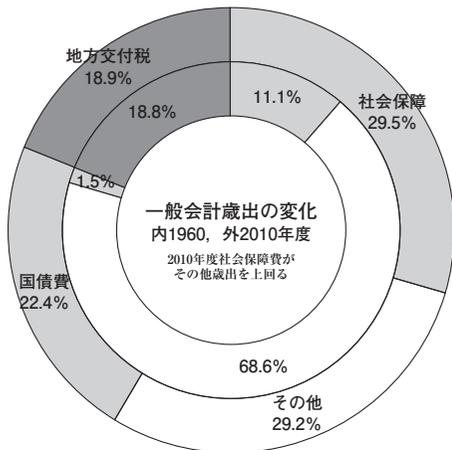
国債残高の対GDP比は先進国中最悪の水準だが、幸いにも低金利のため金利負担は比較的軽くすんでいる。しかし、今後も国債残高が増加し、さらに金利が上昇すれば、利払い等の国債費が歳出を圧迫する。債務の減少(減債)には増税が不可避だが、所得税や消費税の増税は政治的に困難であるのみならず、国民生活を圧迫し景気を圧迫する。債務というストックの返済には、所得や消費といったフローではなくやはりストック(資産)をあてるべきであり、相続・贈与税といった資産課税の強化は人口的にも政治的にも実現性のある選択肢である。

本稿では、今後の財源論の重要な要因として国債と相続税に焦点をあて、以下の観点から分析する。

---

#### 【著者連絡先】

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6  
国立保健医療科学院経営科学部経営管理室  
岡本悦司  
TEL：048-458-1111 FAX：048-469-1573



グラフ1

- 1) 国債残高と歳出における国債費の見通し
- 2) バブル期における相続税減税が格差社会をもたらした影響
- 3) 人口推計による今後の相続の増加と、高齢者資産の分析

### 60年ルール

2009年の民主党政権の誕生後、税収の落ち込みを補う国債新規発行が急増した。2009年度は53.5兆円(補正後)、2010年度予算は44.3兆円と2年間で百兆円近い国債が増発されることになる。

税収の欠損を国債で補う、とはクレジットカードのリボルビング払いで買い物をすることと似ている。国のカード会社は国債整理基金と呼ばれており、国がカードで買い物をすることを国債の新規発行(新規財源債)と呼ぶ。リボルビングの期間(国債の期間)は2、5、10、20、30年と5種類あったが2007年からは40年という超長期債も出現した(英仏にはさらに長い50年債もあるという)。国が国債でモノを買くと、毎年の利払いに加えて、60年かけて元本を返済しなければならない。具体的には毎年度、国債残高の1.6%( $\approx 1 \div 60$ )を国は国債整理基金に支払わなければならない。完済は60年も先だから、それまでの間に2~40年もの国債は次々に満期を迎える。国債整理基金は満期の度に新しい国債を発行し(借換債)てリボ

ルビングしてゆく。借換債は新たな国債だから、金利も発行時の金利が適用される。

60年かけて償還を「60年償還ルール」と呼ぶ。なぜ60年なのか、というと、鉄筋コンクリートのような建物の耐用年数が60年くらいだからだ。裏返せば、借金をして購入すべきなのは、子々孫々使えるような耐久資産でなければならない、ことを意味する。たとえば東海道新幹線は1964年に開通し45年たった今も国民の不可欠な資産として活用されている。新幹線の建設には膨大な経費がかかるが、その経費を1964年当時の単年度の会計で支出するのは妥当ではなく、60年間の長期ローンを組んで子々孫々で返済してゆくべき、という考えは理にかなっている。財政法は、こうした長期的な公共事業のために国債を発行することを認めており「建設国債」と呼ばれる(第4条)。

それに対して、単に税収不足を埋め合わせるために発行される国債を特例(あるいは赤字)国債と呼び、財政法は禁止している。問題なのは2010年度に発行される新規国債44.3兆円のうち実に38兆円が、本来なら禁止された特例(赤字)国債という点である。その収入を、医療費やこども手当といった社会保障に費やしたとしても受益するのは現在の受給者だけであって60年後の子孫には何のメリットもなく負担だけが残されるからだ。だから、例外的に20年で償還する特例国債もある。1994~6年度に経済対策として所得税の特別減税が実施されたことを記憶している方も多だろう。「1994年には所得税20%(上限200万円)、住民税20%(上限20万円)、1995~6年には所得税15%(上限5万円)、住民税15%(上限2万円)の定率方式による減税が、また1998年には所得税・住民税あわせて13万7500円(標準世帯の場合)の定額方式による減税が実施された。減税規模は1994年3.5兆円、1995年と96年はそれぞれ2兆円、1998年は4兆円に達した<sup>1)</sup>」

1994~6年の3年間で7.5兆円もの減税だったが、その減税額はまるまる減税特例国債で埋め合わされ、1998~2017年の20年間に毎年2568億円ずつ返済させられていることは意外に知られてい

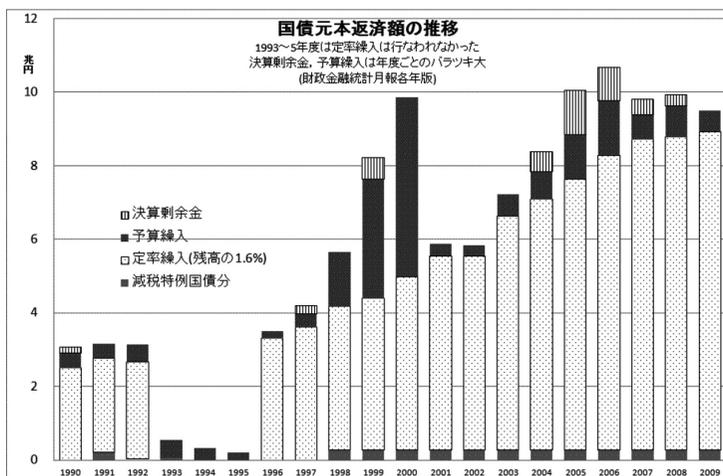
ない。子孫にメリットの無い減税特例国債だから、できるだけ早く償還すべき、という考えから20年で完済が義務づけられた<sup>2)</sup>。3年間の減税と引き換えに、20年間にもわたる返済が現在も続いている(この2568億円は発行額の30分の1の額である。この他に通常の1.6%の返済が義務づけられるので両方合わせると20年間で完済できる理屈)。特別減税は経済対策として実施されたが、20年間の借金に見合う効果はあったのだろうか？

しかし、減税特例国債のように20年間で完済という国債は例外で、他の国債は全て60年という超長期間が設定されている。本来は財政上認められない借金なら、可能な限り早く返済しなければならない、のにだ。だから財政法は、義務的な60年ルールの外に、返済促進規定を設けている。第一は決算剰余金(第6条)。予算を執行し決算を行ったところ予算が余った、つまり剰余金があれば、その半分以上は借金返済に充てよ、という規定がある。第二は、予算措置による追加返済。もちろん決算したところ剰余金が出ない年も多いが、2004年度以降、政府の経営努力もあり、毎年剰余金が出ています。2005年度には1.2兆円の剰余金が返済にあてられた。第二の予算措置による繰り入れはその年度の財政状況と政府の方針に左右される。1999～2000年度にかけて8兆円を超える返済

が定率返済に加えて行なわれ債務が圧縮された。残念ながらその後、予算措置による返済額は減少し、最近の元本返済は義務的な定率繰入とわずかな予算措置のみである【グラフ2】。

義務的な60年の返済ルールも、少し考えれば矛盾に気づく。毎年60分の1ずつ返済すれば60年で完済可能だが、上に説明した通り、毎年度の残高の60分の1である。100万円の国債だと、翌年度に1万6000円返済すると残高は98万4000円に減少する。翌々年度の返済額は1万6000円ではなく98万4000円×1.6%=1万5744円となる。このように返済額は年々減少してゆき60年たっても元本はゼロにはならない<sup>3)</sup>。これはいったん借金をしだすと残高がなかなか減らない構造的矛盾であり、60年という超長期は金銭感覚を麻痺させる。年利1.4%で60年リボ払いというクレジットカードを手にしたら、節制のある人でもついつい無駄遣いしてしまうだろう。ましてや政治家にとって、次の選挙で不利になる増税を口にするよりも返済期間60年の国債でまかなう方がはるかに賢明である。未来の国民からは恨まれるだろうが、自分はその頃にはもういない。

新幹線のような未来永劫に使えるような社会資本のための建設国債ならいざしらず、税収不足を補うための赤字国債は、前述の減税特例国債のよ



グラフ2

うにせめて20年間くらいに短縮するようなルール改正が望まれる。

なぜこれだけの債務をかかえられるか

先進国中最悪という日本政府の借金であるが、それだけの借金するためにはむろん、1) 金を貸してくれる人がある、2) 元本は減らなくても利払いは可能、の2つが絶対条件となる。少なくともこれまで日本国債が利払い不能となったことはなく、政府が国債を売れば必ず買い手がつく。財政難（だから国債に頼る）の日本政府がなぜ利払いを続けられるのだろうか？

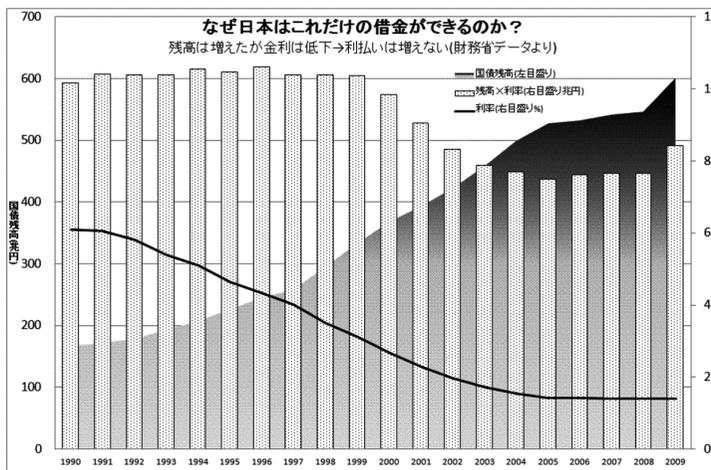
国債残高500兆円、利率を1.4%とすると毎年7兆円の利払いが必要になる。この他に毎年1.6%として8兆円の元本返済、合わせて15兆円が国債費という義務的な歳出となる。ここで懸念要因は金利だ。500兆円の負債があると1%の金利上昇は5兆円の利子負担増となる。過去20年間、これだけ国債残高が増加してきたのにさほどの圧迫要因になっていないのは同時に金利が低下したからだ。【グラフ3】をみるとわかるように、借金は増えたのに金利は低下し、利払い（残高×利率）は最近ではむしろ減少気味でさえある。しかし1.4%という低金利は国際的にも例のない低率であり、事実最近数年間は下げとまっている。これ以上金利が

下がることは考えにくく今後は上昇するだろう。

国債利回りは長期金利の指標であるが、それが低いのは、日本政府が金欠になってもわずか1.4%で金を貸してくれる（=国債を買ってくれる）人があるからに他ならない。しかし、国際的な格付け機関は日本国債（Japanese Government Bond、JGB）の格付けを先進国でも下位に位置づけており、今後は日本国債の人気が低下し、価格が低下すなわち金利が上昇する危険性が高い（2010年度予算では年度末の国債残高637兆円に対して利払額を9.8兆円と見込んでいる。すなわち金利が1.54%に上昇することを見込んでいることを意味する）。

今後の見通し

日本経済研究センターの蓮見亮氏は2020年度までの中期的な推計を行い、民主党がマニフェストで掲げる政策（こども手当、高速道路無料化、高校無償化、農業個別補償等）を実行し、かつ消費税等の増税を行なわなかった場合(扶養控除等や暫定税率廃止のみ)、毎年59兆円を超える国債新規発行が必要となり2009年度末でGDPの165%だった公債等残高は2020年度末には243%にまで増大する、という<sup>4)</sup>。「これは、家計の純金融資産残高に匹敵する水準である。なおこの間10年物国債金利



グラフ3

利は1.4%から3.6%（2020年度）まで上昇するとの予測結果となった」と蓮見氏は述べている。

蓮見氏はまた消費税を引き上げた場合の試算も行っているが、見通しは悲観的だ。消費税率10%に引き上げたとしても黒字化には足りず、税率を20%にしてようやくわずかな黒字化が実現できるが公債残高の増加傾向は変わらず2020年度残高をGDPの210%に抑えるのがせいっぱい、という。

金利が上昇すれば、消費税を引き上げても、税収は利払いに消えてしまう。借金地獄から脱出するには元本を減らさなければならないが、60年ものリボルビング払いでは、急に節約したとしても元本はすぐには減らない。利子にせよ消費税にせよフローであり、ストックではない。ストック（元本）の返済はストック（資産）を充てる他ない。住宅ローン地獄からは給与からせよ返済するだけでは脱出できず、潔く自宅を手放して返済すべきである。むしろこれが可能なのは、自宅の価値がローン残高を上回っている（債務超過になっていない）ことが条件だ。幸いにも、わが国家計の金融資産は負債を控除しても1000兆円以上あり、国全体として債務超過に陥ってはいない。国の負債軽減のためには、債務超過に陥る前に個人資産を債務返済にあてるしかないが、現在の税制は、所得税や消費税といったフローに対する課税が中心となっている。不動産にかかる固定資産税は、地方税であり、国税での資産税は相続税と贈与税しかない。

### 格差社会の原因

1980年代頃までは「一億総中流」という言葉がもてはやされた。その頃のわが国の所得や資産の格差は小さく平等化が進んだ時代であった。平等意識が国民の一体感を醸造し、国の経済力の強化にもつながったと考えられる。そして、平等化を促進したのが、所得や相続に対する強い累進税制にあった。国際的にも急な累進税率が所得再分配機能をよく果たした。

しかし1980年代中頃よりバブル景気が加熱し、土地や株といった資産の膨張が大きくなると、土

地や株を持つ者と持たざる者との間の資産格差が拡大した。フローである所得よりもストックである資産の方が格差は大きくなる。所得はどんなに努力しても格差はせいぜい数倍であろうが、資産は値上がりや遺産相続により、あつという間に何倍、何十倍にも膨らむからだ。しかも、所得は相続できないが、資産は相続によって次世代に引き継がれ、富める者はますます富み……と資産による社会階層を固定化する。当時の労働省は早くも、資産格差の勤労者への悪影響に着目し、実態調査と研究を実施した。その報告書の中で「所得やライフサイクル貯蓄の違いがもたらす格差は、個人の能力や努力の差異、現在と将来の間の消費嗜好の違い等に基づくものとして人々の公正意識に照らして容認され易い。それに対して、資産価値の値上がりや相続の有無には、本人の努力の結果ではなく幸運の要素が強く働くので、このような要因で拡大する資産格差の評価については人々の公正意識に照らしての検討が必要<sup>5)</sup>」と結論している。バブル絶頂期の1990年の年次経済報告も「近年の著しい地価上昇に伴い、こうした住宅・土地の相続をした人や相続できる人とできない人の間で、人生のスタート時点における（潜在的）資産格差が従来よりも拡大し、機会の平等が相当程度浸食されていることは決して楽観視すべき事実ではない」と指摘した<sup>6)</sup>。

格差が拡大した時にこそ、その是正効果を果たすべきなのが税制である。とりわけ、相続税は遺産による資産格差を是正する役割をになう。にもかかわらず、1980年代末から90年代前半にかけてのバブル期にわが国税制は二重のミスを犯した。ひとつは、資産格差が拡大し相続税強化で格差を是正しなければならない時に大幅な相続税減税を実施したこと、第二は、バブルが崩壊し土地や株価が暴落したにもかかわらず軽減された状態を放置したこと、である。

### バブル期における相続税減税

バブル期をはさむ相続税の推移を【表1】に示す。バブルがピークに向かっていた1988年に最初

表1

相続税率の推移(単位万円)		1987年以前	1988年以降	1992年以降	1994年以降	2009年以降
基礎控除		2000	4000	4800	5000	同左
相続人当たり控除		400	800	950	1000	同左
税率						
	10% ~200	~400	~700	~800	~1000	
	15% ~500	~800	~1400	~1800	~3000	
	20% ~800	~1400	~2500	~3000	~5000	
	25% ~1500	~2300	~4000	~5000		
	30% ~2300	~3500	~6500	~10000	~10000	
	35% ~3300	~5000	~10000			
	40% ~4800	~7000	~15000	~20000	~30000	
	45% ~7000	~10000	~20000			
	50% ~10000	~15000	~27000	~40000	30000~	
	55% ~14000	~20000	~35000			
	60% ~18000	~25000	~45000	~200000		
	65% ~25000	~50000	~100000			
	70% ~50000	50000~	100000~	200000~		
	75% 50000~					
相続人3人の場合(配偶者控除等は無視)						
遺産1億円		2385	840	365	280	250
遺産5億円		2895	2320	1930	1760	1630
遺産10億円		6632.5	5850	5167.5	4760	4130

の大幅な減税が実施された。控除の引上げと税率引下げである。遺産額1億円、相続人3人という典型的な例では、1987年までに死亡したら相続税は2385万円だったのが1988年では840万円に急減した。相続税はその後も繰り返し減税され、現在の税額はわずか250万円になった。

ちなみに1億円を所得して得ると、所得税と住民税の合計は実に4600万円にもなる(家族3人に社会保険料控除を100万円として試算)。勤労所得に46%も課税し、全くの不労所得である遺産に対してはわずか2.5%という税率は到底納得できない。税制には不労所得重課という原則があるが、

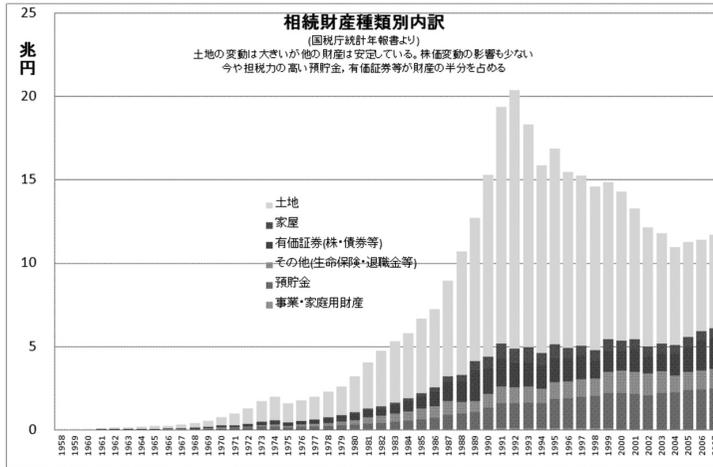
わが国の所得と資産に対する課税は、この原則に明らかに反している。

相続税も所得税と同様、控除と税率の2つの要素からなっている。控除額とは課税最低限と呼ばれ、遺産がその額を超えた場合のみ相続税が課税される。【グラフ4】は1954年以降の死亡数(死亡者を被相続人と呼ぶ)に対する相続税を課税された割合の推移である。控除額が引き上げられる毎に相続税を課税される割合がストンと落ちることがわかる。バブル期の控除引上げ直前の1987年に死亡した人は75万1172人いたが、うち59008人が相続税の対象となるだけの遺産を残した。率にして7.9%で戦後の混乱期を除いて過去最高であった。翌年の1988年には控除額が大幅引き上げされたので相続税の対象者は4.6%に急減した。その後も92年、94年と相次いで控除額が引き上げられ、現在では死亡者に占める割合は4%くらいで推移している。現在では相続人3人の場合、遺産額が8000万円までは無税で相続できる。

1988年に始まる一連の相続税減税は、当時の土地、株の異常な急騰を反映していた。遺産には土地・建物等の不動産と、株、債権等の有価証券ならびに預貯金といった金融資産がある。その推移を示すのが【グラフ5】である。一見してわかることは、バブル期の土地の異常な高騰である。それに対して、金融資産はバブル前後を通じてほと



グラフ4



グラフ5

んど変動していない。これは個人金融資産の大半を株で運用している米国とは異なり、日本の個人金融資産が預貯金や生命保険等、株式相場の影響を受けにくい安定的な金融商品で運用されているためである。バブル期には土地と株が高騰したが、こと相続に関する限り、税軽減が必要だったのは土地であって金融資産ではなかった。土地は換金性に乏しく、物納という手段もあるものの、更地にしなければならない等様々な制約がある。その点、株は、上場株式であれば相続人が売却して換金することは容易でありあえて軽減策をとらねばならない必要性は乏しかったのではないか。そしてグラフが示すように、土地価格はその後急落しており、相続税減税も一時的かつ緊急避難的措置でよかった。にもかかわらず、控除額も税率もバブル期のまま今日にいたっている。その結果、1億円の遺産でもほんの数%の税率で相続できる、という状態が続いている。

バブル期に資産格差が拡大したが、その格差を是正するのではなく、逆に無税に近い状態で相続できる、という格差奨励策がとられた。この失策こそ、今日のわが国が深刻な格差社会となった重要な要因と考えられる。

### 相続税の実態

人口動態統計によると2007年中には110万8334人が死亡したが、国税庁統計年報によるとそのうち4.2%にあたる46820人が相続税の課税対象(つまり5000万円+相続人数×1000万円を超える遺産を残した)となり総額11兆6948億円の遺産を残し、これから債務と葬式費用を控除した残り10兆6220億円が課税対象とされ、1兆2635億円の相続税が納税された。

財源論議では消費税はいつも議論されるが、相続税はほとんど議論にならない。2010年度予算案によると消費税9兆6380億円に対して相続税1兆2710億円と8分の1という小ささのためであろうか。

既にみたように、相続税は相次いで減税が繰り返されてきた。その点、1989年に3%で導入され、1997年に5%に引き上げられた消費税とは正反対である。消費税が導入された1989年度予算では、消費税3兆6180億円に対して相続税は1兆9007億円もあった。もし相続税のしくみがバブル前のままだったら現在の消費税に匹敵するほどの財源になっていたはずである。

### 相続税をめぐる学説

相続税をめぐるのは日本租税理論学会が総合的な研究報告書を出している<sup>7)</sup>。学問的にみると相続税は資産再分配による平等化機能が期待されているようで、財源としての役割は政府審議会等の議論をみてもあまり重視されていないようである。やはり税収に占める割合は所得税や消費税に比べると小さいことも、財源としてあまり期待されない理由と思われる。格差社会、経済格差に多数の著作で警鐘を鳴らし続けている経済学者、橘木俊詔氏は「資産分配の不平等を是正するために最も有効な租税政策は、相続税の強化である。……各人の初期条件を同一にすることと、努力と無関係の利益には課税があってよいというのが根拠である<sup>8)</sup>」と相続税強化を主張しているが、ここでも専ら格差是正という社会政策的な役割が期待され、財源としての積極的な役割は期待されていない。

経済物理学（エコノフィジクス）という新学問領域を開拓している数学者高安秀樹氏は、財源論の視点から「消費税よりも相続税を見直せ」と一歩踏み込んだ主張をしている。「シニア世代の持っている個人金融資産の総額が、現時点での国家の借金の総額を上回っているのですから、人間の平均寿命を考慮すれば、これから30年程度の間、国が今抱えていく借金は返せる計画になります。また、この方法の最大のメリットは、事実上痛みのない構造改革になりえることです。人口のおよそ半分の金融資産のほとんどない親を持つ子供達には全く損はありません。ある程度の控除枠を用意しておけば、人口の95%の人には何の損も発生しません……消費税の増額のような痛みは誰にも生じないのです<sup>9)</sup>」と、相続税が国の借金をまるまる返済できるほどの財源になりうること、また政治的にも消費税引き上げより実現可能性が高い点を指摘している。たしかに消費税引き上げに対しては国民の抵抗が強く、選挙を意識せざるをえない政治家としては受け入れがたい。にもかかわらず、なぜ相続税強化が政治のアジェンダに上らないのかは理解に苦しむ点である。

### 相続税の「将来」性

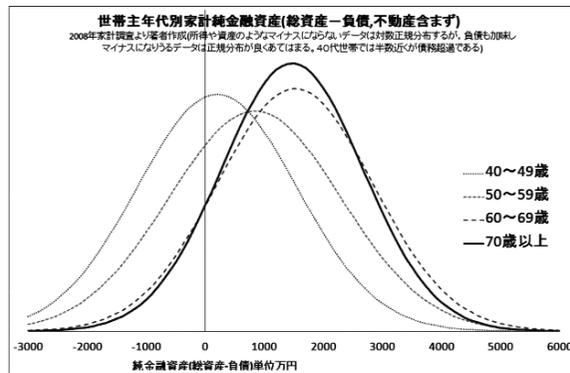
筆者も高安氏の主張と同じであるが、公衆衛生研究者としてもひとつエビデンスを追加したい。それは税収としての「将来性」である。財源として期待するには、課税対象が安定的かつ今後とも着実な増加が見込まれるものでなければならない。たとえば、たばこ税は、財務当局者も公衆衛生関係者もそろって課税強化を主張しているがその動機は同床異夢である。公衆衛生関係者がたばこ増税を主張するのは、それによって禁煙を促進しようとするからであって税収を期待しているからではない。対して財務当局者は財源を期待する。このような同床異夢は必ず問題を起こす。たばこ増税で喫煙率が低下すると、財務当局者は、税収確保のため一定の喫煙率を確保せよ、と主張するだろう。すると財務当局者と公衆衛生関係者の協力関係は決裂する。たばこ税は公衆衛生対策にはなっても財源としては期待できないことが理解できよう。

相続税の課税原因は死亡であり、死亡は今後確実に増加してゆく。出生率の将来予測は困難だが、死亡数はほぼ確実に予測できる。社会保障・人口問題研究所の推計によると2008年の死亡数は114万2467人だったが団塊世代が死亡ピークを迎える2035年以降には毎年165万の死亡が続く【グラフ6】。相続が問題となったバブル期の年間死亡数は82万人くらいだったから倍増するわけである。裏返すと相続件数もそれだけ増加する。この予測は確実といってよく、景気や金利の影響などむろんない。

また死亡の大半は高齢者であるが、高齢者は若い人口より多くの資産を有している。【グラフ7】は家計調査より作成した世帯主の年代別の純金融資産分布である。純資産とは総資産から負債(住宅ローン等)を引いたもので、相続税の課税対象となるのは当然ながら純資産である。一般に所得や資産は正規分布せず、対数正規分布又は高安秀樹氏が指摘するように高所得者ではべき分布に従う。しかし負債も加味すると、その分布はマイナスからプラスに広く分布するので正規分布でもよくあ



グラフ6



グラフ7

てはまる。これを見ると世帯主が40代の世帯では半数近くが純資産がマイナス、すなわち債務超過であることがわかる。家計調査が調査しているのは金融資産のみであって不動産は含んでいないので、これが世帯のバランスシートの全てではないが、年齢が50代、60代とあがるにつれて負債は少なくなり、相当な金融資産を有していることがわかる。この分布から算出すると70代世帯の10%は3000万円を超える金融純資産を有していると考えられる。

これら高齢者の大半は今後数十年以内に死亡すると考えれば、相続税の課税を強化すれば、1000兆円を超える個人金融資産のかなりの部分が今後数十年間に課税対象になる。控除額をバブル前の水準に戻すことその他、税率についても、1億円の

所得に対して46%の所得税が課せられるのに、1億円の遺産に対してわずか2.5%の相続税は容認できない率であり、一時所得に準じる所得税並みの税率に引き上げたとすれば、相続税は所得税や消費税に匹敵する主要財源になりうる。

### 宙にうく遺産問題

最後に、相続人のいない「宙にうく」遺産問題に言及する。少子化と生涯未婚率の増加で、配偶者や子、兄弟姉妹といった法定相続人のいない遺産が増加している。下の【表2】は国税庁統計年報書より、法定相続人ゼロの相続件数の推移を遺産額別にみたものであるが、年々増加しており、2005年には100億円を超える遺産で相続人がいない、という例さえ発生した。これは、控除額

表2

法定相続人ゼロの課税対象件数の推移																
遺産額	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1億円以下	25	38	27	17	18	28	35	64	56	52	53	75	128	129	86	238
1億円超	9	20	27	8	25	14	14	59	52	49	47	97	144	138	92	87
2億円〃	8	3	13	2	11	5	5	14	14	14	18	21	35	44	18	28
3億円〃	1	4	5	2	4	4	4	10	10	7	8	13	25	28	15	8
5億円〃			1		4	1	1	5	2	5	4	5	9	6	5	5
7億円〃			1		1		1	2	2	2	3	4	3	4	1	1
10億円〃	1							5	1	1		3	3	2	1	3
20億円〃					1			1								
30億円〃														1		
50億円〃																
70億円〃																
100億円〃															1	
合計	43	66	74	29	64	52	60	160	137	128	131	217	348	352	221	370

国税庁統計年報書より著者作成

(5000万円)を超え相続税の対象となる遺産だけであり、それより少ない遺産で宙にういたものももっと多いと考えられる。かかる宙にういた遺産は、最終的には国のものとなる(民法959条)が、それらが国債償還等債務の返済に確実に使われるよう、法的整備も求められる。

### 結 論

2009年の政権交替により、小泉政権時代の経済財政諮問会議が2006年骨太方針で打ち出した財政健全化策(5年間で社会保障費1兆1000億円削減等)は放棄され、2009、2010年度だけで、税収を上回る百兆円近い国債を新規発行するという財政策に転換した。財務省によると2010年度には国債で44.3兆円の歳入を得、年度末637兆円の国債残高に対する利払いや元本返済にあてる国債費として20兆6491億円を支出する<sup>10)</sup>。差し引き24兆円の得だが、こうしたことが可能なのも60年というリボルビング払いと1.4%という低金利のおかげである。そしてその金利は60年間保証されたものではない。金利が3%程度にあがるだけで、国債費は10兆円くらいすぐに膨らみ、社会保障の歳出も圧迫される。多くの識者の指摘を待つまでもなく、債務の圧縮が不可欠でありそのためには増税は不可避である。相続税こそ、消費税よりもはるかに政治的な可能性と人口学的な将来性のある財源であることを本稿は示した。持続可能な社会保障制度のためにもすみやかな税制改正が待たれる。

### 文 献

- 1) <http://secwords.com/定率減税.html>
- 2) 財務省理財局. 債務管理レポート2008. 58頁  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/saimukanri/2008/saimu00.htm>
- 3) 吉田博光. 国債管理政策の根幹を問直す～60年償還ルールを中心として～. 経済のプリズム(参議院調査室)74号(2009年12月)1～16頁  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h21pdf/20097401.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h21pdf/20097401.pdf)
- 4) 蓮見亮. 膨張する政府債務～経済財政の10年展望～. 経済のプリズム(参議院調査室)74号(2009年12月)17～33頁  
[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h21pdf/20097402.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h21pdf/20097402.pdf)
- 5) 労働大臣官房政策調査部. 資産格差. 大蔵省印刷局(1991年).
- 6) 経済企画庁. 平成2年次経済報告「持続的拡大への道」.  
<http://wp.cao.go.jp/zenbun/keizai/wp-je90/wp-je90-00301.html>
- 7) 日本租税理論学会. 相続税制の再検討. 法律文化社(2003年).
- 8) 橋本俊詔. 日本の経済格差－所得と資産から考える－. 岩波新書(1998年)191頁.
- 9) 高安秀樹. 経済物理学の発見. 光文社新書(2004年)191～200頁.
- 10) 財務省主計局. わが国の財政事情(22年度予算政府案)  
<http://www.mof.go.jp/seifuan22/yosan004.pdf>

Fiscal policy under the accumulating national debt –  
policy recommendations on governmental bonds and inheritance tax

Etsuji Okamoto

(National Institute of Public Health, Department of Management Sciences, Section of Business Administration)

Key Words : fiscal policy, governmental bonds, inheritance tax, disparate society, financing

Abstract: Social security accounts for an increasing share in the fiscal expenditure while the fiscal revenue increasingly relies on debt (governmental bonds). The accumulating national debt will pose a financial constraint on social security if it is left unbridled, particularly when the long-term interest rate rises in the future. The national debt can only be reduced by heavier taxation on asset such as inheritance, not on flows such as income or consumption. On the contrary, Japan reduced inheritance tax repeatedly during the bubble economy in the late 1980s and early 1990s, when the disparity of asset widened. Increasing inheritance tax will be a far more acceptable policy choice than increasing income or consumption tax and will provide double effects: reducing the national debt and simultaneously remedying the “disparate society”, thereby reviving the nostalgic “middle class society”.

Health Science and Health Care 9 (2) : 54 – 64, 2009